輸出統計品目表第二七類の号注４中「第2710.11号」を「第2710.12号」に改め、同号注に次のように加える。

５　第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

輸出統計品目表第二七類の備考１中「第2710.11号及び第2710.19号」を「第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号」に改める。

輸出統計品目表第二七・一〇項を次のように改める。

27.10		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		
		―石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12		――軽質油及びその調製品		
		―――揮発油		
	110	――――ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
	190	――――その他のもの	KL	KG
	200	―――灯油	KL	KG
	300	―――軽油	KL	KG
	900	―――その他のもの	KL	KG
2710.19		――その他のもの		
	100	―――灯油	KL	KG
	200	―――軽油	KL	KG
	300	―――重油	KL	KG
		―――潤滑油		
	510	――――絶縁油	KL	KG
	520	――――焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG
	590	――――その他のもの	KL	KG
	600	―――グリース		KG
	900	―――その他のもの	KL	KG
2710.20		―石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
		――揮発油		
	110	―――ピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
	190	―――その他のもの	KL	KG
	200	――灯油	KL	KG
	300	――軽油	KL	KG
	400	――重油	KL	KG
		――潤滑油		
	510	―――絶縁油	KL	KG
	520	―――焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG
	590	―――その他のもの	KL	KG
	600	――グリース		KG
	900	――その他のもの	KL	KG
		―廃油		
2710.91	000	――ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	KL	KG
2710.99	000	――その他のもの	KL	KG

輸出統計品目表第二八類に号注として次のように加える。

号注

１　第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注１(a)から(e)まで及び第29類の注１(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

輸出統計品目表第二八・五二項を次のように改める。

28.52		水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）		
2852.10	000	―化学的に単一のもの		KG
2852.90	000	―その他のもの		KG

輸出統計品目表第二九類の注２中(k)を(l)とし、(j)を(k)とし、(h)を(j)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e)　第30.02項の免疫産品

輸出統計品目表第二九・〇三項を次のように改める。

29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		―非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）		
2903.11	000	――クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）		KG
2903.12	000	――ジクロロメタン（塩化メチレン）		KG
2903.13	000	――クロロホルム（トリクロロメタン）		KG
2903.14	000	――四塩化炭素		KG
2903.15	000	――二塩化エチレン（ＩＳＯ）（１・２―ジクロロエタン）		KG
2903.19		――その他のもの		
	100	―――１・１・１―トリクロロエタン		KG
	900	―――その他のもの		KG
		―非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）		
2903.21	000	――塩化ビニル（クロロエチレン）		MT
2903.22	000	――トリクロロエチレン		KG
2903.23	000	――テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）		KG
2903.29	000	――その他のもの		KG
		―非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体		